平成２１年（フ）第８５４０号
大阪府茨木市沢良宜西１―２―20　タウンハイツ南茨木２号館503号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市西牧野３丁目２番６号
破産者　株式会社クリーンサービスサトウ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３８号
大阪市天王寺区味原町３番15号
破産者　有限会社オオミ精版
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１４号
大阪市中央区玉造２丁目９番２号
破産者　東雲運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４号
大阪市生野区生野西３丁目12番４号
破産者　株式会社アイピー
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２号
大阪市北区同心１丁目９番７―304号
破産者　有限会社スリーフィールド
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８４１号
大阪府柏原市国分東条町4284―２、商業登記簿上の本店所在地大阪府柏原市本郷１丁目３番13号
破産者　株式会社池田緑地設計
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
神戸市須磨区青葉町４丁目１番15―11号
破産者　有限会社かめや食品
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１５号
岡山市北区玉柏1470番地２
破産者　淺山　博文
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００２号
岡山県倉敷市児島元浜町123番地の４
破産者　株式会社二見
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００３号
岡山県倉敷市安江588番地22、前住所岡山県倉敷市児島元浜町123番地３
破産者　綾部　哲也
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８号
香川県坂出市久米町２丁目10番32号
破産者　有限会社ナージテクト
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３２８３号
札幌市豊平区中の島２条11丁目１番22号
破産者　有限会社小本商店
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２号
青森県北津軽郡中泊町大字富野字千歳151番地４
破産者　有限会社松野商店
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
愛知県小牧市小牧原１丁目284番地　ファミール小牧南棟201号
破産者　松野　勝美
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
愛知県小牧市小牧原１丁目284番地　ファミール小牧南棟201号
破産者　松野　幸子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成１９年（フ）第３６４号
新潟県柏崎市錦町５番18号
破産者　株式会社石橋組
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第３００号
富山県高岡市岩坪23番地６
破産者　株式会社田中鉄工所
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２２号
富山県南砺市立野原東558番地の２
破産者　株式会社ユニバース工業
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３号
富山県小矢部市岡184番地３
破産者　有限会社エムズ
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３４０号
山梨県甲府市善光寺１丁目27番１号
破産者　富士里化学工業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７８７号
岐阜市菅生４丁目２番20号
破産者　株式会社城南製作所
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８８号
岐阜市西改田村前126番地３
破産者　近藤　祐八
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所